

# 令和8年度 星の宮小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

## 1 いじめ対策の達成目標

**いじめの未然防止・早期発見により、重大事態を防ぐ**

## 2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体でいじめ対策に組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓の「さとく すなおに すこやかに」の精神のもと、児童の自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 3 学校いじめ対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないようにし、このような事態に組織として対応する。いじめ・不登校対策委員会は、以下の役割を担う。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、保健主事、生徒指導主任、養護教諭を含む全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の外部専門家の参加についても検討していく。

- (1) 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・ 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
  - ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
  - ・ 教職員一人一人がいじめの情報をいじめ・不登校対策委員会に報告共有する義務があることを周知徹底する。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・ ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。
- (4) いじめ事案への対応
  - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、対応にあたる職員は、正確な事実の把握に努め、管理職及び生徒指導主任に報告し、情報を共有し、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・ 事案への対応は、迅速かつ効果的に行い、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関と連携して対応する。
  - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

#### 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

##### (1) 生徒指導上目指す子どもの姿

- ア 自ら学び、進んで行動できる子（さとく）
- イ 心豊かで、思いやりのある子（すなおに）
- ウ 健康で、明るくたくましく生きる子（すこやかに）
- エ 規則を守り、基本的な生活習慣を身に付けている子
- オ 自他の違いを認めることができる子
- カ 誰に対しても公正にすることができる子
- キ 自他の生命や人権を尊重することができる子

##### (2) 教師のすべきこと

###### ア いじめを根絶する8か条

- ① いじめはどの学校にもどの子にも起こり得るものであるという認識をもつ。
- ② いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為であるという一貫した姿勢をもつ。
- ③ 児童からの小さなサインを見逃さない。
- ④ 児童や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- ⑤ いじめられている児童の立場に立つ。
- ⑥ 初期段階から組織的に取り組む。
- ⑦ 日ごろから、児童・保護者・地域との信頼関係の構築に努める。
- ⑧ いじめた児童の心情や行動の背景の理解に努める。

###### イ いじめの未然防止に向けた取組

- ① **道徳教育の一層の充実**：学校教育全体を通して、正義を重んじ、誰に対しても公正にすることや、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する。
- ② **魅力的な授業**：学校生活の中心である授業を魅力的で児童が活躍できるものにする。
- ③ **教師の基本姿勢**：学級づくりの中心である教師の役割が極めて重要という認識をもち、自身の言動や児童の接し方を改善する。
- ④ **保護者との信頼関係**：定期的に情報交換をする等、学校と保護者が積極的に相互協力できる関係をつくる。
- ⑤ **落ち着いた生活環境**：学校のきまりやルール、やってよいことと悪いこと等の基準を児童に分かりやすく示す。物の整理整頓をし、自分の物を適切に管理する力を育てる。
- ⑥ **情報モラル教育**：インターネットやSNSの正しい利用方法とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

###### ウ いじめを許さない学校づくりのための6つの取組

全職員が一丸となって、

「**予防・啓発・体制づくり・連携・相談・対応**」に取り組む。

###### エ いじめの早期発見の取組

- ① いじめアンケートや教育相談、を定期的に行い、児童からの小さなサインを見逃さないように努める。けんかやふざけ合いであっても、見えないうちで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査も行う。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

- ③ スクールカウンセラーやいじめ相談電話の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### オ いじめの対応

- ① いじめを発見したとき、いじめの通報を受けたとき、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに情報を共有し、迅速かつ組織的に対応する。
- ② 組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携の基に対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団への積極的で前向きなはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、二度といじめを起こさない集団づくりを行う。
- ⑥ ネットいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 5 重大事態への対応

＜重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）＞

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催して事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して個人情報に留意し、適切な情報を提供する。
- (4) 調査結果に基づき、被害児童に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。加害児童に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為がもつ意味を認識させたうえで、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

## 6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、より実効性のあるものとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び、保護者への学校評価アンケートを行い、いじめに関する取組の検証を行う。

## 7 その他

- (1) 児童理解やいじめ対応に関する生徒指導通信を発行し、教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」を、ホームページで公表し、児童、保護者、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、毎年、自校のいじめ防止の取り組みを振り返り、次年度の計画に生かす。
- (3) 長期休業中の留意事項について事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。